

光電話サービス（愛媛 CATV 専用サービス用集合住宅一括契約）契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）
光電話サービス （愛媛 CATV 専用サービス用集合住宅一括契約） 契約約款 <u>2025年4月1日</u> 株式会社 STNet	光電話サービス （愛媛 CATV 専用サービス用集合住宅一括契約） 契約約款 <u>2025年7月1日</u> 株式会社 STNet	

光電話サービス（愛媛 CATV 専用サービス用集合住宅一括契約）契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）
目 次 別 記 1 8 1 光電話サービスの提供区域 1 9 2 光電話サービスの提供区間 1 9 3 契約者の地位の継承 1 9 4 契約者の氏名等の変更 1 9 5 他契約者回線 2 0 6 加入者回線 2 0 7 契約者および管理代表者から 電気通信設備端末設備の設置場所の提供等 2 0 8 自営端末設備の接続 2 0 9 自営端末設備に異常がある場合等の検査 2 0 1 0 自営電気通信設備の接続 : 2 1 1 1 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査 2 1 1 2 当社の維持責任 2 1 1 3 特定協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行 2 1 1 4 天気予報サービス及び災害伝言ダイヤルサービス 2 1 1 5 新聞社等の基準 2 2 1 6 技術資料の項目 2 2 1 7 通話明細書の発行 2 2 1 8 料金請求書等の発行 2 2 1 9 支払い証明書等の発行 2 2 2 0 電話帳の掲載 2 2 2 1 管轄裁判所 2 3 第 1 1 章 雑 則 （電話帳） 第 5 6 条 当社は、光電話サービス契約者から請求があったときは、当社が別記 2 0（電話帳の掲載）に定めるところにより、電気通信番号を電話帳（別に定める協定事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。）に掲載します。 （注）「別に定める協定事業者」は<u>西日本電信電話株式会社</u>とします。 （電話番号案内） 第 5 7 条 当社は、光電話サービス契約者から請求があったときは、電気通信番号について、当社が別に定める協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。 （注）「別に定める協定事業者」は<u>西日本電信電話株式会社</u>とします。	目 次 別 記 1 8 1 光電話サービスの提供区域 1 9 2 光電話サービスの提供区間 1 9 3 契約者の地位の継承 1 9 4 契約者の氏名等の変更 1 9 5 他契約者回線 2 0 6 加入者回線 2 0 7 契約者および管理代表者から 電気通信設備端末設備の設置場所の提供等 2 0 8 自営端末設備の接続 2 0 9 自営端末設備に異常がある場合等の検査 2 0 1 0 自営電気通信設備の接続 : 2 1 1 1 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査 2 1 1 2 当社の維持責任 2 1 1 3 特定協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行 2 1 1 4 天気予報サービス及び災害伝言ダイヤルサービス 2 1 1 5 新聞社等の基準 2 2 1 6 技術資料の項目 2 2 1 7 通話明細書の発行 2 2 1 8 料金請求書等の発行 2 2 1 9 <u>支払証明書</u>等の発行 2 2 2 0 電話帳の掲載 2 2 2 1 管轄裁判所 2 3 第 1 1 章 雑 則 （電話帳） 第 5 6 条 当社は、光電話サービス契約者から請求があったときは、当社が別記 2 0（電話帳の掲載）に定めるところにより、電気通信番号を電話帳（別に定める協定事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。）に掲載します。 （注）「別に定める協定事業者」は <u>NTT 西日本株式会社</u>とします。 （電話番号案内） 第 5 7 条 当社は、光電話サービス契約者から請求があったときは、電気通信番号について、当社が別に定める協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。 （注）「別に定める協定事業者」は <u>NTT 西日本株式会社</u>とします。	

光電話サービス（愛媛 CATV 専用サービス用集合住宅一括契約）契約約款 新旧対照表														
旧	新	備 考（変更理由）												
（番号情報の提供） 第 5 8 条 当社は、当社の番号情報（電話帳掲載又は電話番号案内に必要な情報（第 5 6 条（電話帳）及び第 5 7 条（電話番号案内）の規定により電話帳掲載又は電話番号案内の請求を行った光電話サービス契約者にかかる契約者回線等の情報に限ります。）をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するために<u>西日本電信電話株式会社</u>が設置するデータベース設備をいいます。以下同じとします。）に登録します。 2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する<u>西日本電信電話株式会社</u>が、電話帳発行又は電話番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（当社が別に定める者に限ります。）に提供します。 （注 1）本条第 2 項に規定する「当社が別に定める者」は、<u>西日本電信電話株式会社</u>と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された光電話サービス契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。 （注 2）本条第 2 項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供します。 （注 3）当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成 2 9 年 4 月 1 8 日総務省告示第 1 5 2 号）」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業所等への番号情報の提供を停止する措置を行います。 （注 4）電話番号案内のみを行うものとした番号情報については、電話番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に<u>西日本電信電話株式会社</u>が提供します。 （相互接続番号案内） 第 5 9 条 光電話サービス契約者は、その光電話サービス契約者に係る契約者回線等から相互接続番号案内（相互接続点を介して当社が別に定める協定事業者が提供する電話番号案内に接続し、電話番号案内を利用することをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。 （注）「別に定める協定事業者」は<u>西日本電信電話株式会社</u>とします。 第 1 2 章 附帯サービス （附帯サービス） 第 6 7 条 光電話サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記 1 7（通話明細書の発行）、1 8（料金請求書等の発行）、1 9（<u>支払い</u>証明書等の発行）、2 0（電話帳の掲載）に定めるところによります。 別 記 1 4 天気予報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス （1）（削除） （2）（削除） （3）当社が別に定める協定事業者が提供する災害用伝言ダイヤルサービスは、次のとおりとします。 <table> <tr> <th>区別</th><th>内容</th><th>電気通信番号</th></tr> <tr> <td>災害用伝言ダイヤルサービス</td><td>災害が発生した場合等に、協定事業者の定める通話について、メッセージの蓄積、再生等を行うサービス</td><td>1 7 1</td></tr> </table> （注 1）（3）の「当社が別に定める協定事業者」は、<u>東日本電信電話株式会社</u>及び<u>西日本電信電話株式会社</u>とします。	区別	内容	電気通信番号	災害用伝言ダイヤルサービス	災害が発生した場合等に、協定事業者の定める通話について、メッセージの蓄積、再生等を行うサービス	1 7 1	（番号情報の提供） 第 5 8 条 当社は、当社の番号情報（電話帳掲載又は電話番号案内に必要な情報（第 5 6 条（電話帳）及び第 5 7 条（電話番号案内）の規定により電話帳掲載又は電話番号案内の請求を行った光電話サービス契約者にかかる契約者回線等の情報に限ります。）をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するために <u>NTT 西日本株式会社</u>が設置するデータベース設備をいいます。以下同じとします。）に登録します。 2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する <u>NTT 西日本株式会社</u>が、電話帳発行又は電話番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（当社が別に定める者に限ります。）に提供します。 （注 1）本条第 2 項に規定する「当社が別に定める者」は、<u>NTT 西日本株式会社</u>と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された光電話サービス契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。 （注 2）本条第 2 項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供します。 （注 3）当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成 2 9 年 4 月 1 8 日総務省告示第 1 5 2 号）」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業所等への番号情報の提供を停止する措置を行います。 （注 4）電話番号案内のみを行うものとした番号情報については、電話番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に <u>NTT 西日本株式会社</u>が提供します。 （相互接続番号案内） 第 5 9 条 光電話サービス契約者は、その光電話サービス契約者に係る契約者回線等から相互接続番号案内（相互接続点を介して当社が別に定める協定事業者が提供する電話番号案内に接続し、電話番号案内を利用することをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。 （注）「別に定める協定事業者」は <u>NTT 西日本株式会社</u>とします。 第 1 2 章 附帯サービス （附帯サービス） 第 6 7 条 光電話サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記 1 7（通話明細書の発行）、1 8（料金請求書等の発行）、1 9（<u>支払証明書</u>等の発行）、2 0（電話帳の掲載）に定めるところによります。 別 記 1 4 天気予報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス （1）（削除） （2）（削除） （3）当社が別に定める協定事業者が提供する災害用伝言ダイヤルサービスは、次のとおりとします。 <table> <tr> <th>区別</th><th>内容</th><th>電気通信番号</th></tr> <tr> <td>災害用伝言ダイヤルサービス</td><td>災害が発生した場合等に、協定事業者の定める通話について、メッセージの蓄積、再生等を行うサービス</td><td>1 7 1</td></tr> </table> （注 1）（3）の「当社が別に定める協定事業者」は、<u>NTT 東日本株式会社</u>及び <u>NTT 西日本株式会社</u>とします。	区別	内容	電気通信番号	災害用伝言ダイヤルサービス	災害が発生した場合等に、協定事業者の定める通話について、メッセージの蓄積、再生等を行うサービス	1 7 1	
区別	内容	電気通信番号												
災害用伝言ダイヤルサービス	災害が発生した場合等に、協定事業者の定める通話について、メッセージの蓄積、再生等を行うサービス	1 7 1												
区別	内容	電気通信番号												
災害用伝言ダイヤルサービス	災害が発生した場合等に、協定事業者の定める通話について、メッセージの蓄積、再生等を行うサービス	1 7 1												

光電話サービス（愛媛 CATV 専用サービス用集合住宅一括契約）契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）																								
1 9 支払い証明書等の発行 当社は、光電話サービス契約者から請求があったときは、当社が別に定める方法により、その光電話サービスに係る<u>支払い証明書等</u>（以下「<u>支払い証明書等</u>」といいます。）を発行します。この場合、光電話サービス契約者は、料金表第 4 表（附帯サービスに関する料金）に定める発行料を支払っていただきます。	1 9 支払証明書等の発行 当社は、光電話サービス契約者から請求があったときは、当社が別に定める方法により、その光電話サービスに係る<u>料金その他の債務</u>（この約款の規定により、支払いを要することとなった光電話サービスの料金、工事や手続きに関する費用または割増金などをいいます。）が既に当社に支払われた旨の<u>証明書</u>（以下「<u>支払証明書等</u>」といいます。）を発行します。この場合、光電話サービス契約者は、料金表第 4 表（附帯サービスに関する料金）に定める発行料を支払っていただきます。																									
料 金 表 第 1 表 料金 第 5 ユニバーサルサービス料 2 料金額 <table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>料金額（月額） （税込価格）</th></tr><tr><td>ユニバーサルサービス料</td><td>1 電気通信番号又は 1 追加番号ごとに</td><td><u>2 円</u> (2.2 円)</td></tr></table>	区 分	単 位	料金額（月額） （税込価格）	ユニバーサルサービス料	1 電気通信番号又は 1 追加番号ごとに	<u>2 円</u> (2.2 円)	料 金 表 第 1 表 料金 第 5 ユニバーサルサービス料 2 料金額 <table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>料金額（月額） （税込価格）</th></tr><tr><td>ユニバーサルサービス料</td><td>1 電気通信番号又は 1 追加番号ごとに</td><td><u>3 円</u> (3.3 円)</td></tr></table>	区 分	単 位	料金額（月額） （税込価格）	ユニバーサルサービス料	1 電気通信番号又は 1 追加番号ごとに	<u>3 円</u> (3.3 円)													
区 分	単 位	料金額（月額） （税込価格）																								
ユニバーサルサービス料	1 電気通信番号又は 1 追加番号ごとに	<u>2 円</u> (2.2 円)																								
区 分	単 位	料金額（月額） （税込価格）																								
ユニバーサルサービス料	1 電気通信番号又は 1 追加番号ごとに	<u>3 円</u> (3.3 円)																								
第 4 表 附帯サービスに関する料金 第 1 発行料 <table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>料金額（税込価格）</th></tr><tr><td>通話明細書発行料</td><td>1 通話明細書の発行ごとに</td><td>500 円（550 円）</td></tr><tr><td>料金請求書等発行料</td><td>1 料金請求書等の発行ごとに</td><td>100 円（110 円）</td></tr><tr><td><u>支払い証明書等発行料</u></td><td>1 <u>支払い証明書等</u>の発行ごとに</td><td>300 円（330 円）</td></tr></table> 備考 （ア）当社は、通話明細書を 1 の光電話サービス契約ごとに発行します。 （イ）当社は、料金請求書等を 1 の光電話サービス契約ごとに発行します。 （ウ）当社は、<u>支払い証明書等</u>を 1 の光電話サービス契約ごとに発行します。	区 分	単 位	料金額（税込価格）	通話明細書発行料	1 通話明細書の発行ごとに	500 円（550 円）	料金請求書等発行料	1 料金請求書等の発行ごとに	100 円（110 円）	<u>支払い証明書等発行料</u>	1 <u>支払い証明書等</u> の発行ごとに	300 円（330 円）	第 4 表 附帯サービスに関する料金 第 1 発行料 <table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>料金額（税込価格）</th></tr><tr><td>通話明細書発行料</td><td>1 通話明細書の発行ごとに</td><td>500 円（550 円）</td></tr><tr><td>料金請求書等発行料</td><td>1 料金請求書等の発行ごとに</td><td>100 円（110 円）</td></tr><tr><td><u>支払証明書等発行料</u></td><td>1 <u>支払証明書等</u>の発行ごとに</td><td>300 円（330 円）</td></tr></table> 備考 （ア）当社は、通話明細書を 1 の光電話サービス契約ごとに発行します。 （イ）当社は、料金請求書等を 1 の光電話サービス契約ごとに発行します。 （ウ）当社は、<u>支払証明書等</u>を 1 の光電話サービス契約ごとに発行します。	区 分	単 位	料金額（税込価格）	通話明細書発行料	1 通話明細書の発行ごとに	500 円（550 円）	料金請求書等発行料	1 料金請求書等の発行ごとに	100 円（110 円）	<u>支払証明書等発行料</u>	1 <u>支払証明書等</u> の発行ごとに	300 円（330 円）	
区 分	単 位	料金額（税込価格）																								
通話明細書発行料	1 通話明細書の発行ごとに	500 円（550 円）																								
料金請求書等発行料	1 料金請求書等の発行ごとに	100 円（110 円）																								
<u>支払い証明書等発行料</u>	1 <u>支払い証明書等</u> の発行ごとに	300 円（330 円）																								
区 分	単 位	料金額（税込価格）																								
通話明細書発行料	1 通話明細書の発行ごとに	500 円（550 円）																								
料金請求書等発行料	1 料金請求書等の発行ごとに	100 円（110 円）																								
<u>支払証明書等発行料</u>	1 <u>支払証明書等</u> の発行ごとに	300 円（330 円）																								
附 則	附 則 <u>（実施期日）</u> <u>1 この改正約款は、2 0 2 5 年 7 月 1 日から実施します。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u> <u>（特例措置）</u> <u>3 以下の特例措置は、2 0 2 5 年 7 月 1 日から 2 0 2 5 年 9 月 3 0 日まで実施します。</u> <u>4 3 の実施期間中に、光電話サービス契約の申込みした光電話サービス契約者には、特例措置として、コース 1 に係る新規申込みに伴う契約事務手数料、交換機設定に係る工事費、端末設備設置・設定に係る工事費、番号移転に係る工事費を 0 円とします。</u>																									